

農林水産分野における知的財産の 保護・活用促進のための取組について



令和3年2月

農林水産省

1. 農林水産物輸出拡大における農林水産分野の知的財産の保護・活用

農林水産物の輸出拡大に当たり、海外市場における模倣品の侵害対策、植物新品種及び和牛遺伝資源の海外流出防止策等により適切に農林水産分野の知的財産を保護する。同時に、諸外国とのGIの相互保護やUPOVプリズマとの連携等を通じ、我が国の農林水産分野の知的財産を戦略的に保護・活用するための環境整備を進める。

課題

○海外における日本產品の模倣品流通

- ・日本国内で商標登録されているマーク等の模倣が巧妙化
- ・日本国内の地名を冠した海外製品が広く流通

○植物新品種の海外流出

- ・日本の優良品種が海外に流出し、他国で無断で増産され第三国へ輸出されるリスクへの対応の強化が必要

○和牛遺伝資源の海外流出

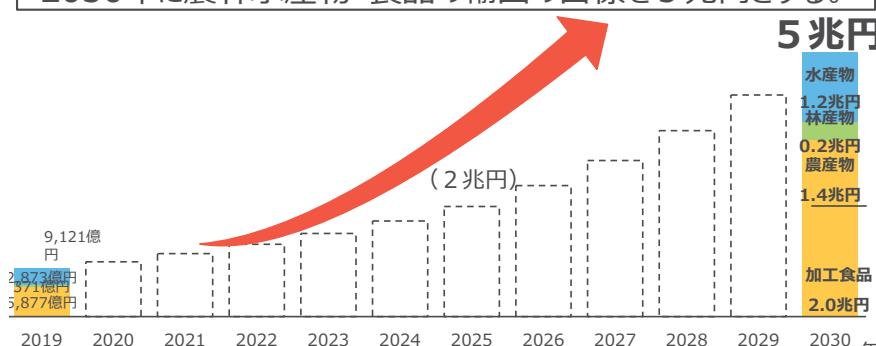
- ・不正に持ち出される事案もあったことから、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化する対応が必要

○海外展開

- ・輸出拡大のための農林水産業や食品産業の海外展開に伴うノウハウ流出による競争力低下等の懸念

(参考) 農林水産物・食品の輸出額

2030年に農林水産物・食品の輸出の目標を5兆円とする。



取組方向

○海外における模倣品の排除に向けた対応

- ・官民合同組織の「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」を通じた海外市場での調査の実施、事業者が行う侵害対策支援等の強化
- ・コンソーシアムに関する活動レポートの周知・普及
- ・地名を含む名称を保護できるGI等の制度活用の周知
- ・諸外国（例：タイ、ベトナム）とのGIの相互保護の取組の推進

○海外での植物新品種の育成者権の保護強化

- ・種苗法改正
- ・海外への出願や侵害対応の支援
- ・東アジア植物品種保護フォーラム等を通じたUPOV条約加盟の促進
- ・UPOVプリズマとの連携による海外出願事務の軽減・品種登録の早期化

○和牛遺伝資源の流通管理の適正化

- ・家畜遺伝資源の売買契約の締結の促進
- ・家畜遺伝資源の契約外の使用・譲渡など不正競争行為に対する差止請求や罰則を可能とする新法の整備
- ・流通管理に関する記録・保管の義務づけ等によるトレーサビリティ強化

○海外展開

- ・ノウハウなどの流出につながらない、農林水産業・食品産業の利益となる海外展開の推進方策の検討・実施

【参考】侵害事例 1. 日本のブランド產品の名称の模倣



- タイでは、我が国で地理的表示（G I）として登録されている「夕張メロン」を模倣した「夕張 日本メロン」が生産、販売されていた。
- 香港では、「北海道うどん」が販売されていた。

○夕張 日本メロン

生産地：タイ

価 格：THB180（約576円）



○北海道うどん

生産地：香港

価 格：HKD10.90（約142円）



【参考】農林水産知的財産保護コンソーシアム ～H30海外模倣品市場調査～

■海外模倣品市場調査

- ・日本の農林水産物、日本ブランドの模倣品等の実態及び日本地名の使用等について調査
- ・中国（上海、広州）、タイ（バンコク、シラチャ）、マレーシア（クアラルンプール）、ベトナム（ホーチミン）で現地調査
- ・産地偽装・侵害が疑われる商品について、関係自治体等に情報提供、相談対応

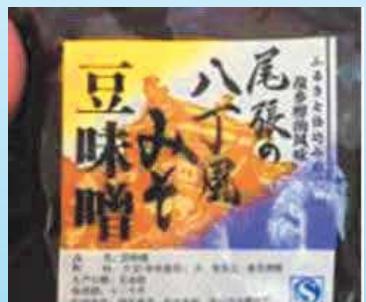
中国



札幌拉麺/さっぽろラーメン

産地：中国

価格：13.8元(約235円)



尾張の八丁風豆味噌

産地：中国

価格：不明

ベトナム



富士山/日本豆腐

産地：ベトナム

価格：7,300VND (約37円)

タイ



しまんと/Shimanto

(唐揚げ粉)

産地：タイ

価格：85.50～150THB
(約291～510円)



UJI ZEN/宇治禪

(抹茶飲料)

産地：タイ

価格：55～195THB
(約187～663円)

マレーシア

宇治拿鐵（ミルク飲料）

産地：台湾

価格：MYR5.65
(約153円)



【参考】農林水産知的財産保護コンソーシアム ～H30地理的表示に関する監視調査～

■ 地理的表示に関する不正使用調査

- ・日本地名・地理的表示の不正使用を調査
- ・世界の主要なネットショッピングサイト約140を検索
- ・G I 登録又は公示された產品の地名

■ 地理的表示の使用



Manganji Sweet Pepper 5 + Seeds
(万願寺甘とうの種子)

サイト : ebay.ph
生産国 : 不明



鹿児島和牛

サイト : ecplaza.net
生産国 : 日本
(該当する住所のない企業が、
韓国のショッピングサイトで販
売)

■ 地名部分の使用



Miyagi Tea - Premium Laoshan Green
Tea - Loose Leaf - 3.52oz (宮城綠
茶)

サイト : 11st.co.kr
生産国 : 中国



代购 香港代购日本纳豆激酶日本
青森纳豆素胶囊150粒 包邮
(青森納豆の素)

サイト : taobao.com
生産国 : 香港

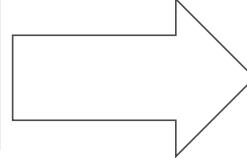
【参考】侵害事例 2. 我が国で開発された優良品種の海外流出



【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・輸出産品としての期待も高い

苗木が
海外に流出



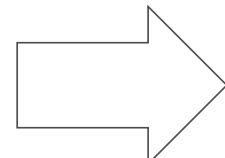
【中国】

- ・「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称での販売を確認
※「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音される。
- ・「香印」を含む商標の出願（香印青提、香印翡翠）が判明
- ・日本原産として、高値で苗木取引



中国産「陽光バラ」「中国産」香印翡翠
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

生産物が
更に輸出



【東南アジア等】

- ・タイ市場で中国産、韓国産シャインマスカットの販売を確認
- ・香港市場で中国産、韓国産のシャインマスカットの販売を確認
- ・マレーシア、ベトナム市場で韓国産シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された
中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産
「SHINE MUSCAT」

【韓国】

- ・韓国国内でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

【参考】改正種苗法の全体像

- ・ 種苗法の一部を改正する法律は**12月2日に成立し、9日に公布された。**
- ・ 主な条文の**施行日**は**令和3年4月1日**及び**令和4年4月1日**となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置
[令和4年4月1日施行]
 - ①特性表の活用
 - ②訂正制度の導入
 - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
 - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
 - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）

- 出願者が品種登録出願時に
 - UPOV条約加盟国であって、品種の保護が適正に行われる国を「指定国」として指定し、
 - 指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限する旨の利用条件を農林水産省に届け出ることで、登録品種の国外への持出しを制限できるようになる
- 農林水産大臣は当該品種の出願公表及び登録の公示と同時に、届出された利用条件を公示する
- 種苗業者は、登録品種の種苗を譲渡する際に
 - その種苗が品種登録されている旨、
 - 海外への持ち出しに制限がある旨の表示を種苗又はその包装に付すことが義務となる

【留意点】

- 令和3年4月1日以降の出願から適用
- 「指定国なし」と届出を行うことで、海外への持ち出し全てが制限される
- 種苗の持ち出しを制限する意図がない品種では利用条件の届出は不要である
- 「指定国」以外であっても許諾により輸出は可能である
- UPOV加盟国でない国への持ち出しは届出がない場合であっても、許諾がなければ持ち出しは制限される（現行法の規定から改正無し）
- 品種登録公示後も指定国の追加届出（取下不可）及び制限の撤廃が可能（公示後は「指定国」を削減し持ち出し制限を事後的に厳しくすることはできない）

2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）

- 出願者が品種登録出願時に
 - 登録品種の産地を形成しようとする地域を「指定地域」として指定し、
 - 指定地域以外の地域での栽培（収穫物の生産）を制限する旨の利用条件を農林水産省に届け出ることで、登録品種の国内指定地域外での栽培を制限できるようになる
- 農林水産大臣は当該品種の出願公表及び登録の公示と同時に、届出された利用条件を公示する
- 種苗業者は、登録品種の種苗を譲渡する際に
 - その種苗が品種登録されている旨、
 - 指定地域外での栽培に制限がある旨の表示を種苗又はその包装に付すことが義務となる
- 公示後、指定地域の追加届出（取り下げは不可）及び制限の撤廃が可能

【留意点】

- 令和3年4月1日以降の出願から適用
- 特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を進める目的としている制度であるため、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められない
- 「指定地域」以外であっても許諾により栽培は可能である
- 指定地域外の栽培を制限する意図がない品種では利用条件の届出は不要である
- 公示後は「指定地域」を削減し栽培地域制限を事後的に厳しくすることはできない

3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う

- 法改正によって登録品種については、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする
- 農業者が増殖する際の契約行為等の機会に品種の利用条件を伝達する機会が生まれ、より適切な品種の管理が期待される
- 個別の農業者の増殖許諾を、団体等がとりまとめて育成者権者から一括して受けることも可能
- 育成者権者が自家増殖に許諾手続を求めない登録品種については、育成者権者がその旨を明示すれば、農業者は増殖を新たな手続なく行うことができる

【留意点】

- 許諾手続を求める旨を明示する方法としては、種苗の譲渡の際の表示、育成者権者の発行するカタログや広報、育成者権者の管理するホームページ等へのその旨掲載等が考えられる
- 毎年種苗を購入している場合や、既に県域団体や種苗業者が一括して許諾を得、その許諾に基づき改正前の種苗法における自家増殖に当たらない増殖を行っている場合は、改正法でも扱いは変わらない
- 種苗購入時の契約等で許諾条件の遵守を求めることで、農家が追加手続なく自身の経営内の利用に限り増殖できるといった許諾の方法もある
(許諾条件の例)
 - 少なくとも3年に1度種子を更新すること
 - 特定の栽培指針に従った栽培を行うこと

4 登録品種の表示の義務化

- 改正種苗法では、**登録品種である旨**（現行法は努力義務）及び**輸出の制限、栽培地域の制限**がある場合の**表示義務**が課せられる。（令和3年4月1日以降）
- 育成者権者**からも、種苗生産者、流通業者等に対して**周知徹底**を行うことが重要となる。

○登録品種であることの義務表示

- 以下のいずれかを記載
 - 「**登録品種**」の文字を記載
 - 「**品種登録**」の文字及びその**品種登録の番号**
 - 省令に定める標章（**PVPマーク**； ）※1
- 登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を販売等する場合に、当該登録品種名を使用（現行法と同様）

○輸出の制限、国内栽培地域の制限の義務表示

- 海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）
- 海外持出禁止（農林水産大臣公示有）等の**省令に規定された文字**を記載※1

○義務表示を行う場合と方法

- 展示**又は**広告**を行う場合
- 展示の場合、必要な表示事項を種苗の袋、缶等に**直接表示**するか、又は必要な表示事項を記載した**証票を種苗に添付**する。

（指定種苗制度の表示義務と異なり「**店頭の見やすい場所**」等への表示は不可）

【義務表示の例】※1

品種名：ノウリンイエロー
この種子は登録品種です
海外持ち出し禁止、東京都内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）

品種名：ノウリンイエロー（この品種は品種登録されています）
品種登録番号:999999
アメリカ合衆国のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）

品種名：ノウリンイエロー
海外持ち出し禁止（農林水産大臣公示有）※2 

この種子は登録品種です（令和3年7月14日まで）※3
品種名：ノウリンイエロー

※1 省令（パブリックコメント中）に規定予定

※2 農林水産省ホームページに掲載の旨を記載しない場合は、制限事項に変更があった場合に表示を変更する必要がある

※3 流通の過程で登録失効が予定されている場合は登録品種である期限を任意で表示することもできる

【参考】和牛 2 法について

○ 平成30年6月、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、精液等の知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められ、和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の 2 法が令和 2 年 4 月 17 日に成立し、令和 2 年 10 月 1 日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

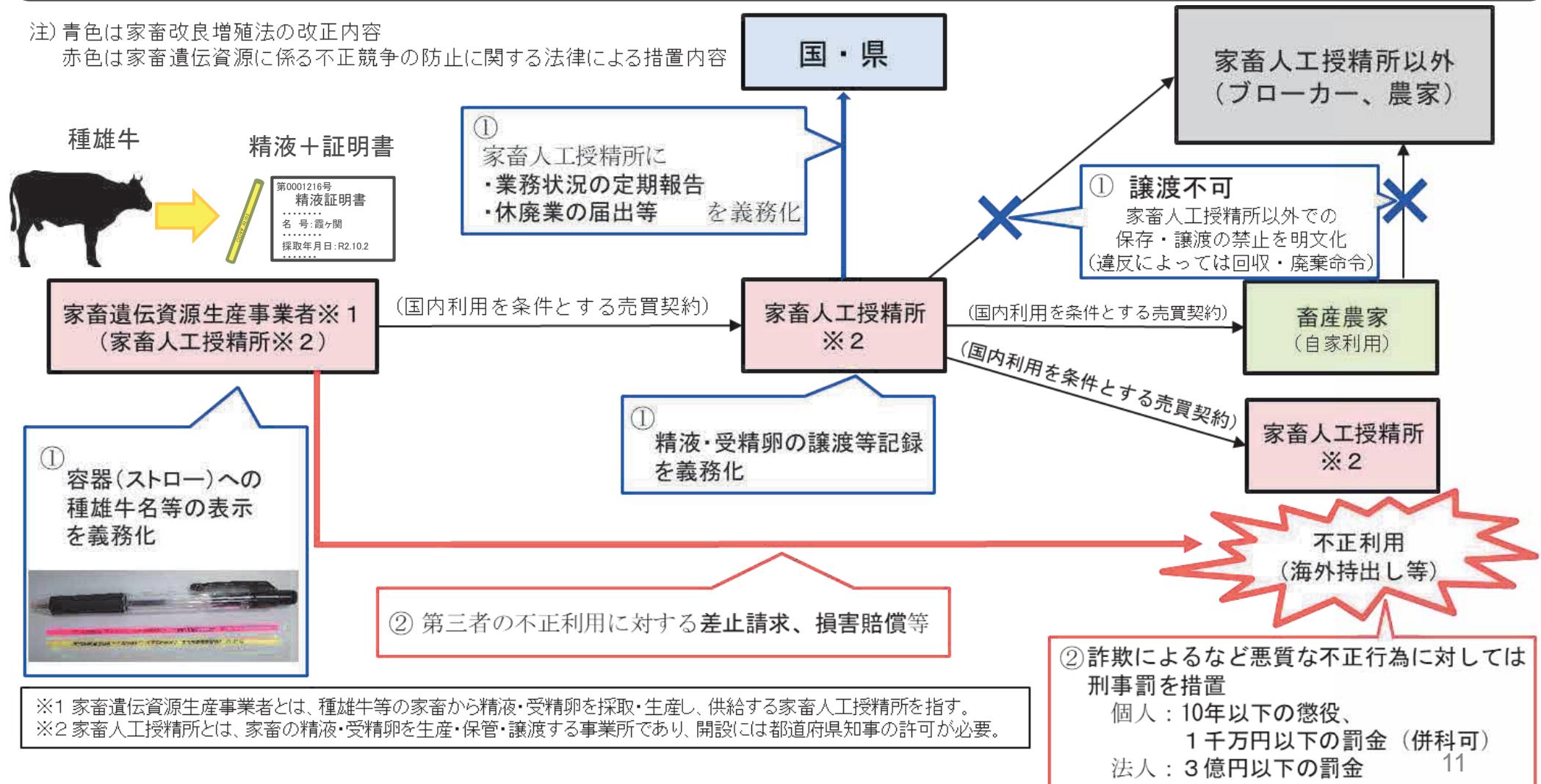
- ・ 精液・受精卵の流通規制の強化 等

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

注) 青色は家畜改良増殖法の改正内容

赤色は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律による措置内容



個人 : 10 年以下の懲役、
1 千万円以下の罰金 (併科可)
法人 : 3 億円以下の罰金

2. 農林水産物や農山漁村が持つ価値の適正評価のための知的財産制度の活用

知的財産制度は、知的財産が活用され、その高い価値が認識された後に発生する模倣品等から正当な権利者を守るためのものであり、GI制度、植物新品種保護制度、特許制度、商標制度等の活用がさらに進むよう普及・啓発を進めるとともに、特許庁と連携して相談窓口の充実等を図る。

課題

○知的財産制度の活用が不十分

- 農林水産業や農山漁村では多くの知的財産が関係しているにも関わらず、知的財産制度の多くが十分に活用されていない。

○農林水産分野の知的財産を生かし切れていない

- 地域固有の栽培方法・品種や農山漁村の景観・文化をはじめとする地域の知的財産を生かした所得向上が必要。

取組方向

○植物新品種保護制度の活用促進

- 育成者権者が公的機関である場合の許諾料の地域内外差の設定等による国際的な適正評価の確保
- 育成者権の保護強化による新品種を軸とした産地づくりをしやすい環境の整備
- 法的実務の観点からの活用しやすさの向上及び品種登録・保護の推進

○G I 制度の活用促進

- G I の登録申請に係る相談体制の整備や普及・啓発、取締の強化
- G I 制度を活用した優良事例等の情報発信
- 海外におけるG I マークの商標登録や相互保護の推進

○特許制度・商標制度の活用促進

- 特許・商標制度等の普及・啓発、特許庁と連携した相談窓口の充実

○地域の知的財産を生かした所得向上のための取組の推進

- 地域固有の農林水産物や農山漁村の景観・文化等の地域の知財を生かした取組の推進。

【参考】日本における地理的表示保護制度の大枠①

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産地を特定でき、產品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。

地理的表示のイメージ – 市田柿を例に –

市 田 柿

生産地



○人的要因

- 下伊那郡高森町（旧市田村）が発祥の「市田柿」のみを使用
- じっくりとした「干し上げ」、しっかりとした揉み込み

○自然的要因

- 昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができる
- 晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う

結び付き

产品の特性



- 特別に糖度が高い
- もっちりとした食感
- きれいな飴色
- 小ぶりで食べやすい
- 表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

高い知名度を有する市田柿という名称から
産地と产品の特性がわかる。

これらの内容を登録簿、明細書に記載。

【明細書】

生産者団体が作成する保護の対象を示す書類。
登録後は、明細書に記載された、生産地で生産されていないものや、生産の方法に従わないものについては、地理的表示の使用は不可。

【生産】

产品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、
产品に特性を付与する又はその特性を維持する行為。
加工品の場合は、加工する行為が「生産」行為となるのが通例。

【生産地】

「生産」が行われる場所。

【特性】

「確立した」产品の品質や社会的評価。

※「確立した」ものであるためには、その特性を維持した状態で概ね25年程度以上の生産実績が必要。

【生産地と产品の特性の結びつき】

高品質なものであっても、生産地との結びつきが認められない場合や、产品の特性が単に広く栽培されている品種の特性と同じである場合は登録不可。

【生産の方法】

产品に特性を付与し又は特性を保持する行為

※例えば、伝統的製法により特定の成分が増加する等

【参考】

G I 登録状況

平成27年6月の制度開始からこれまでに、40都道府県の103商品、
1か国の1商品の計104商品が登録。



登録申請公示

令和2年12月23日時点

わかやま布引大根（和歌山県）甲子柿（岩手県）
ルックガンライチ（ベトナム）田子の浦しらす（変更）

外 国

【イタリア国】
41.プロシウト ディ パルマ

北 海 道

【北海道】
4.夕張メロン
21.十勝川西長いも
86.今金男じやく
92.檜山海参
101.網走湖産しじみ貝

東 北

【青森】
1.あおもりカシス
23.十三湖産大和しじみ
52.小川原湖産大和しじみ
75.つるたスチューベン
90.大鰐温泉もやし 105.清水森ナンバ
【岩手】
28.前沢牛 47.岩手野田村荒海ホタテ
66.岩手木炭 68.二子さといも
73.浄法寺漆
【宮城】
31.みやぎサーモン 65.岩出山凍り豆腐
104.河北せり
【秋田】
32.大館とんぶり 51.ひばり野オクラ
60.松館しばり大根 79.いぶりがっこ
93.大竹いちじく
【山形】
26.米沢牛 30.東根さくらんぼ
62.山形セルリー 76.小笠うるい
99.山形ラ・フランス
【福島】
63.南郷トマト

九 州

【福岡】
5.八女伝統本玉露
【長崎】
61.対州そば
【熊本】
8.くまもと県産い草
9.くまもと県産い草置表
67.くまもとあか牛
74.菊池水田ごぼう
88.田浦銀太刀
94.八代特産晩白柚
95.八代生姜
【大分】
22.くにさき七島蘭表
33.大分かばす
【宮崎】
55.宮崎牛
64.ヤマダイかんしょ
【鹿児島】
7.鹿児島の壺造り黒酢
46.桜島小みかん
57.辺塚だいだい
58.鹿児島黒牛
102.えらぶゆり

中 国・四 国

【鳥取】
11.鳥取砂丘らっこう
70.大山ブロッコリー
72.こおげ花御所柿
80.大栄西瓜
【島根】
87.東出雲のまる畠ほし柿
91.三瓶そば
【岡山】
24.連島ごぼう
【広島】
83.比婆牛 84.豊島タチウオ
89.大野あさり
97.福山のくわい
【山口】
19.下関ふく 40.美東ごぼう
100.徳地やまのいも
【徳島】
42.木頭ゆず
【香川】
54.香川小原紅早生みかん
82.善通寺産四角スイカ
【愛媛】
10.伊予生糸
【高知】
96.物部ゆず

近 畿

【滋賀】
56.近江牛
85.伊吹そば
【京都】
37.万願寺甘とう
【兵庫】
2.但馬牛
3.神戸ビーフ
78.佐用もち大豆
【奈良】
12.三輪素麺
【和歌山】
39.紀州金山寺味噌

北 陸

【新潟】
29.ぐろさき茶豆
81.津南の雪下にんじん
【富山】
53.入善ジャンボ西瓜
98.富山干柿
【石川】
17.加賀丸いも
20.能登志賀ごろ柿
【福井】
14.吉川ナス
15.谷田部ねぎ
16.山内かぶら
43.上庄さといも
45.若狭小浜小鯛ささ漬
69.越前がに

関 東

【茨城】
6.江戸崎かぼちゃ 38.飯沼栗 59.水戸の柔甘ねぎ
71.奥久慈しゃも
【栃木】
35.新里ねぎ
【東京】
77.東京しゃも
【長野】
13.市田柿 34.すんき
【静岡】
18.三島馬鈴薯 36.田子の浦しらす
103.西浦みかん寿太郎

沖 繩

【沖縄】
44.琉球もろみ酢

【岐阜】
48.奥飛騨山之村寒干し大根 50.堂上蜂屋柿
【愛知】
49.八丁味噌
【三重】
25.特産松阪牛

*「CraftMAP」を使用

【参考】 海外における日本の地理的表示の保護

- 海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。

G I の相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるG I制度を有する外国とG Iリストを交換し、当該外国のG I产品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

日本



外国

日本で外国G Iを保護

⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国G Iを保護

⇒ 我が国生産者のG I登録の負担軽減

⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

<日EU・EPAのケース>

相互保護を行う产品について

- EU側71产品、日本側48产品を相互に保護（発効時）
- 協定発効後、产品追加が可能。

指定产品のGIマークについて

- 「指定」により保護される外国の产品には、日本の登録標章（GIマーク）は付けられません。



保護の開始までの流れ

- 2017年7月 EU側产品の公示手続き（～10月までの3ヶ月間）
- 2017年11月 学識経験者委員会
- 2017年12月 日EU・EPA交渉妥結
- 2018年7月 日EU・EPA署名
- 2019年2月 日EU・EPA発効⇒EPAの発効と合わせて指定（保護が開始）。

- 外国产品に、外国のGIマークが付いていることがあります、国内法令上、表示の義務はありません。



【参考】 地理的表示保護制度活用支援窓口（G I サポートデスク）

- 地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口を開設しています。

中央窓口：（一社）食品靈給研究センター

- 地理的表示保護制度への申請の相談を受け付けています。

• 電話：0120-954-206

FREE

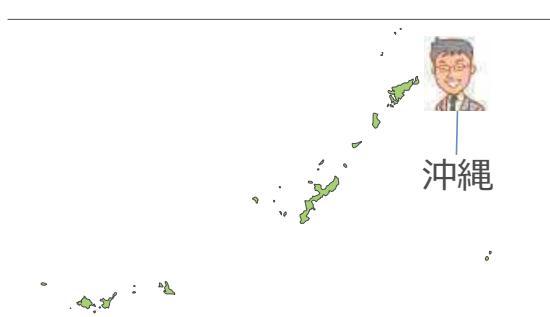
・間合せフォーム：

<https://ssl.alpha-prm.jp/fmric.or.jp/gidesk/contact.html>

指示

ブロック支援窓口

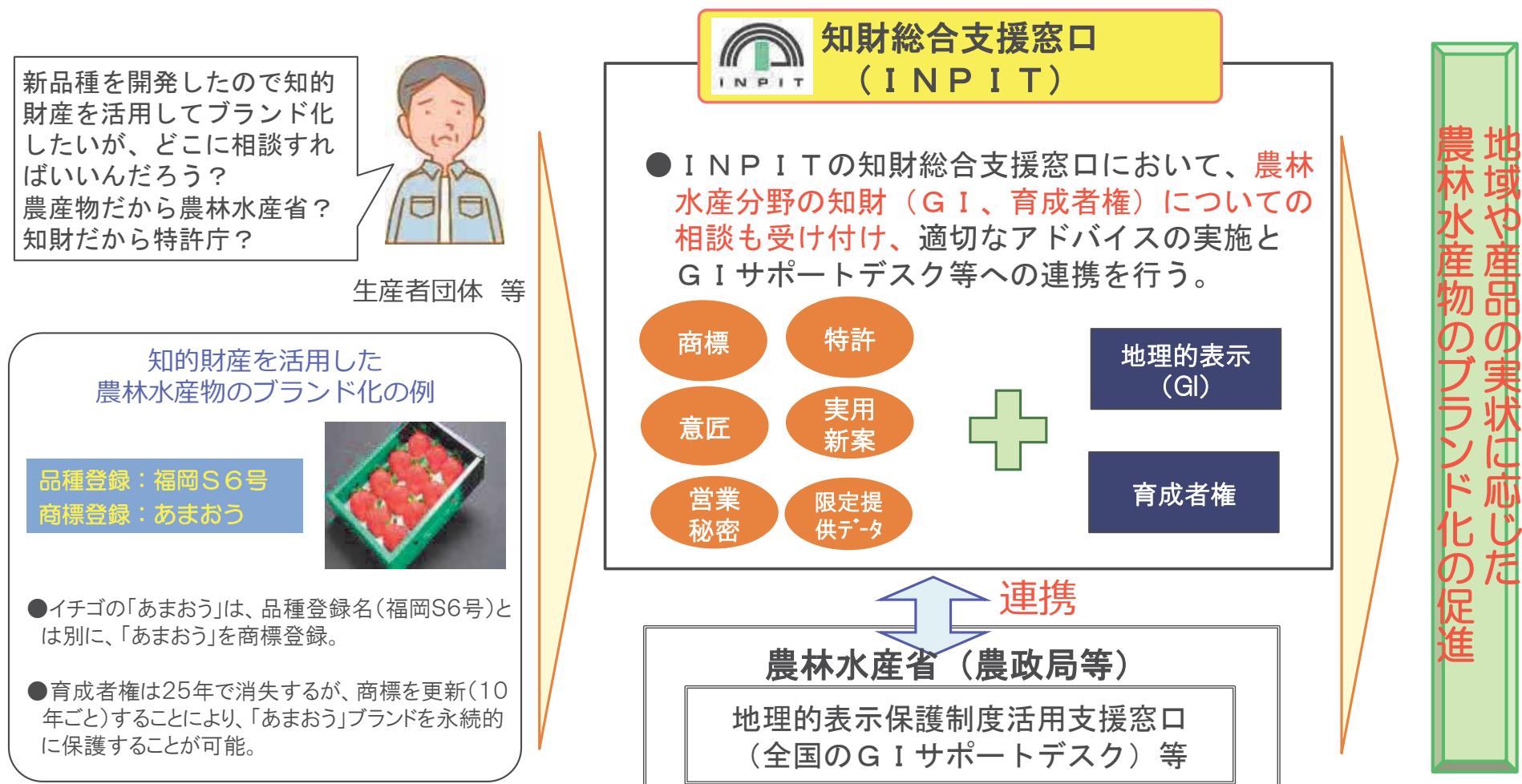
受け付けた相談は、内容に応じてブロック支援窓口より**訪問**、**電話**、**メール**等で支援を実施します。



【参考】知財総合支援窓口について



- 農林水産省と特許庁が協力し、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が各都道府県に設置した「知財総合支援窓口」において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示（GI）や種苗の育成者権の相談も一括で受け付けます。
- それぞれの制度のメリット、デメリット等のアドバイスを行い、農林水産物のブランド化を促進。



3. スマート農林水産業時代における技術・ノウハウの保護・活用



スマート農林水産業の推進に向け、データの利活用の促進とノウハウの保護の調和を図るための農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを策定したところであり、普及を進める。また、WAGRI等を活用し、農業データの更なる利活用やフードチェーン全体でのデータの利活用が図られるような環境整備を行う。

課題

○農林水産分野におけるノウハウ等流出のおそれ

- ・データやAI等の活用により、生産者のノウハウが化体したロボットの開発等が進められており、ルールを整備し現場に浸透させなければノウハウ流出のおそれ

○農林水産分野におけるデータ利活用が進んでいない

- ・データの利活用を進めるためには、利用者のニーズを踏まえるとともに、システム間で異なるデータの形式や用語等を統一する必要

農業現場における課題

スマート農業への活用

ビッグデータの分析結果をスマート農業技術に活用することにより、精度や生産性の向上が期待できる



気象情報



画像データ



栽培管理情報



センサー等で収集した様々なデータを蓄積

ビッグデータ

取組方向

○データの利活用促進とノウハウの保護

- ・データの利活用の促進とノウハウの保護の調和を図るための「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を策定したところであり、普及を進める。
- ・データは知的財産として活用できることに鑑み、農林水産事業者に対し、データ利活用とノウハウ保護の考え方について普及・啓発を行う。
- ・海外におけるスマート農業の展開に向け、知的財産に配慮しつつ海外市场の獲得を目指す。

○データの利活用促進に向けた環境整備

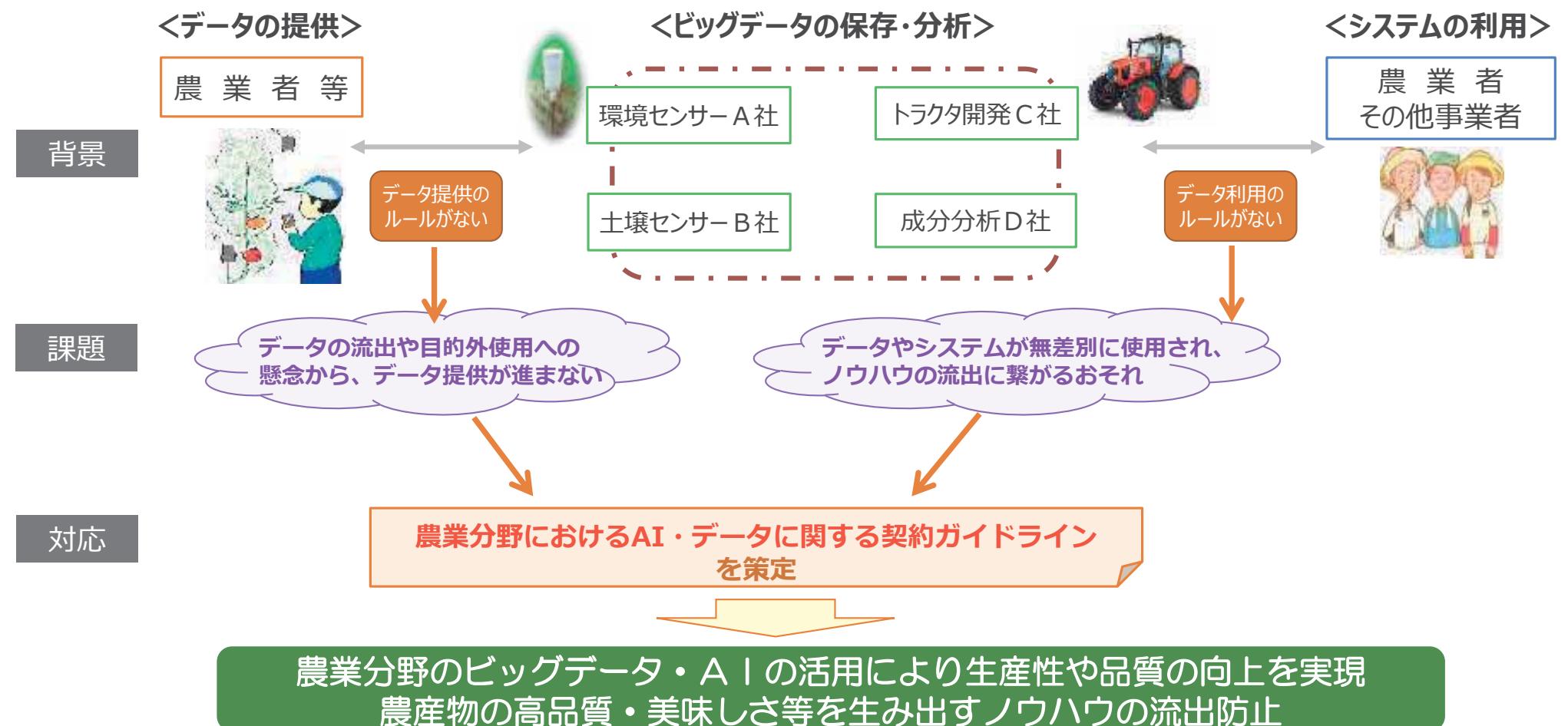
- ・農業データ連携基盤（WAGRI）等を活用しつつ、農業データの更なる利活用やフードチェーン全体でのデータの利活用を行うための環境を整備する。
- ・異なるITシステム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。

●個々のデータには価値が無くても、集積して分析すると価値ある情報になり得る

●しかし、現状では、価値あるデータの取り扱いに関するルールが無い

【参考】農業分野におけるデータ利活用促進とノウハウ保護のルール作り

- 農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在していないことや、データの流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれ等の懸念が、農業者によるデータ利活用に際しての足かせとなっている。
- 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、農業者が安心してデータを提供できる契約のルール作りを早急に進めるべく、平成30年12月に「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」を策定した。
- さらに、農業分野におけるAIを含むICTを活用する研究開発段階及び利用段階における契約のガイドラインを新たに追加し、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」として一体化し、令和2年3月に公表。

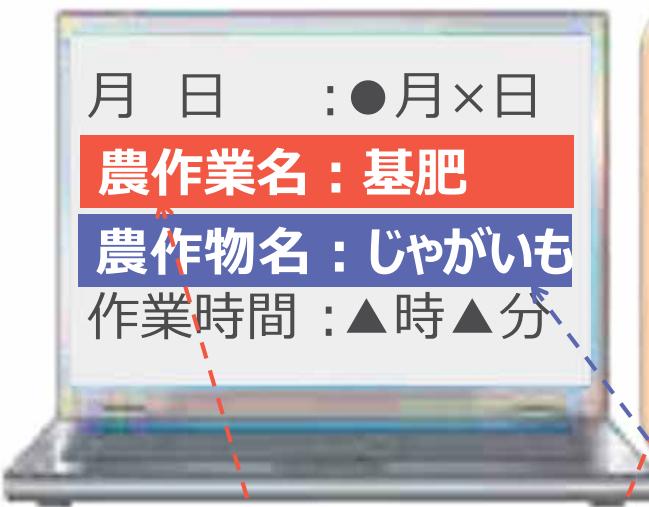


【参考】 農業ITシステムの農作業・農作物の名称に関する個別ガイドライン（標準化）



■ 異なるシステムや農業者間でのデータの連携・比較を可能とするため、農作業や農作物の名称に関するガイドラインを作成。

【システムA】



【システムB】



農作業名ガイドライン

大分類	中分類
基肥施肥	客土 資材配合 施肥
	…

農作物名ガイドライン

大分類	中分類
野菜	なす ばれいしょ
	ピーマン …

異なるシステムや農業者間でのデータの連携・比較が可能となるとともに、ビッグデータ化を促進

4. 知的財産が創造されるための環境整備

農林水産物の国際競争力を強化するための植物新品種や新技術の開発、イノベーションを促進するための環境を整備する。また、研究開発段階から事業化を見据えた知財戦略を描くとともに、国際標準の獲得を推進する。

課題

○輸出促進や農業競争力強化への対応が必要

- 農林水産物の国際競争力を強化するための植物新品種や新技術の開発、イノベーションの促進が必要

○戦略的に出口を見据えた研究開発が必要

- 研究開発に当たっては、現場に実装され社会にその研究成果が裨益されるという最終的なビジョンを関係者間で共有した上で、その取組を進めることが重要

取組方向

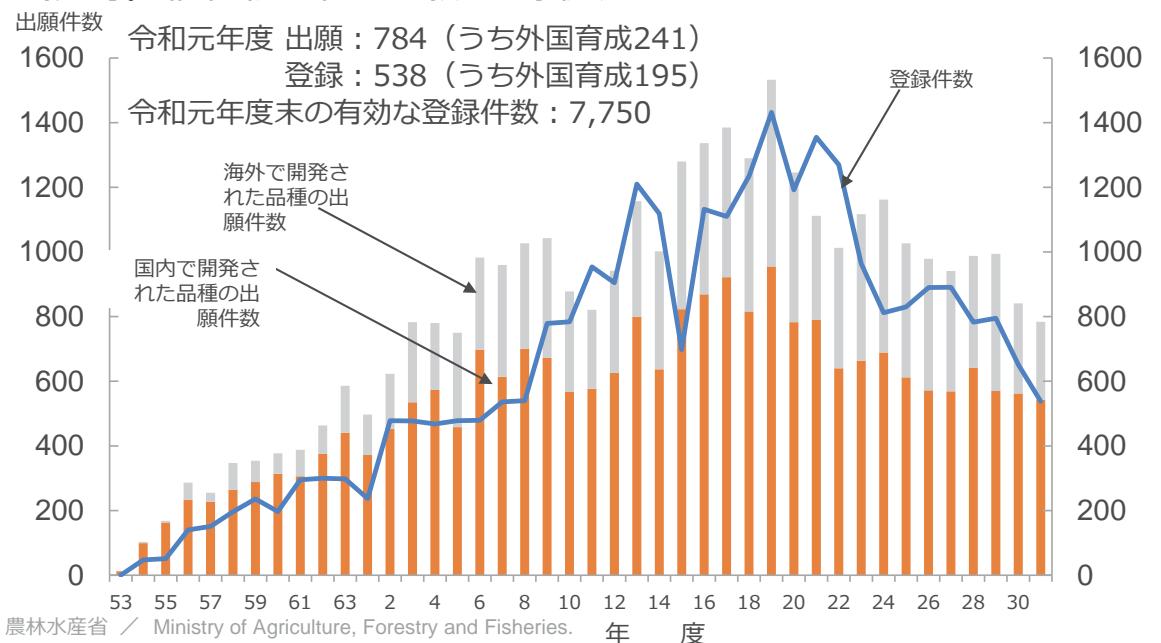
○植物新品種等の開発や農林水産分野のイノベーションの促進

- 植物新品種の開発力の強化に加え、フードテックの育成やSDGs等の環境に配慮した農林水産業の推進を図るための技術開発、官民連携によるイノベーション促進のための体制整備を進める。

○研究機関等における知的財産マネジメントの推進

- 研究開発段階から事業化を見据えた知財戦略を描くとともに、国際標準の獲得を推進する。

(参考) 植物新品種の出願・登録状況



5. 農林水産分野における知的財産を支える人材育成・普及啓発



農林水産事業者向けのノウハウの保護と知財の活用に関する普及啓発や農業普及指導員向けの知財マネジメントに関する研修を引き続き実施するとともに、知財総合支援窓口の相談員や弁理士、弁護士との連携を通じ、農林水産分野における知的財産を支える人材育成・普及啓発を進める。

課題

○農業の関する知的財産への関心の低さ

- 農業生産に関わる技術が知的財産になり得るにもかかわらず、生産現場は知的財産の保護、活用に関して関心が低い

○農業ノウハウ等は地域の公共財と捉える考え方

- 農業関係者の中には、農業者のノウハウ等は地域におけるいわば公共財であり、公開すべきと考える場合もあるが、これを改める管理方法の普及啓発が重要

取組方向

○農業関係者への知的財産マネジメントの普及啓発

- 地域農業の指導組織と知的財産総合支援窓口の連携を通じた、知的財産に関する事項についての相談体制の充実
- 普及指導員等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修の実施や学習コンテンツの作成等を通じた知的財産マネジメントの普及啓発

○弁護士・弁理士等の関係士業との連携

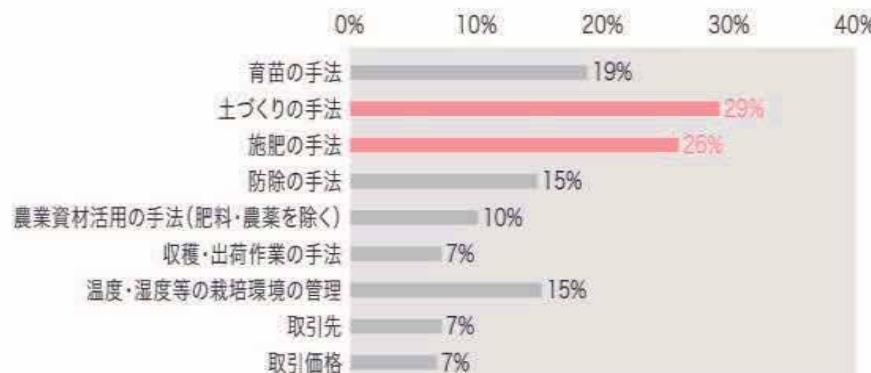
- 農林水産分野の知的財産に関するセミナーの共同開催

○農林水産省職員における専門的・国際的な人材の育成

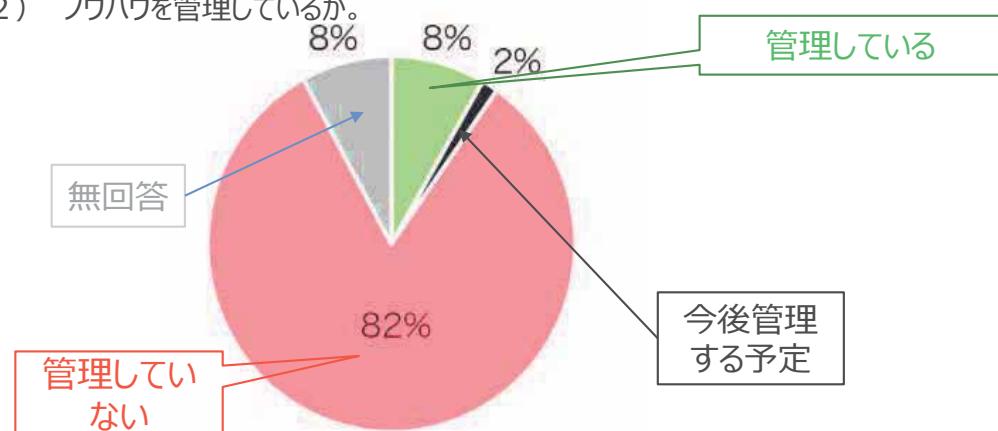
- 継続的な研修の実施
- 特許庁等の知的財産に関連する他機関との人材交流
- WIPOやUPOV等における国際的な議論への継続的な参加

(参考) 生産技術に関するノウハウ等の実態把握のための農業者を対象としたアンケート（平成29年7～8月、農水省実施）

(図1) どのようなものをノウハウと認識しているか。



(図2) ノウハウを管理しているか。



6. 国際標準の積極的な活用



創造される知的財産が我が国にとって有利な形で国際的に流通・取引される環境となるよう、JAS等の我が国発の規格が国際標準になることを含めて、より一層の戦略的な農林水産・食品分野での標準化活動を推進する。また、研究開発段階から、新技術の社会実装ツールとして標準を戦略的に活用するための環境を整備する。

課題

○グローバルな経済取引における国際標準の活用

- 農林水産物・食品等がグローバルに取引される中で、国際標準を自国優位な形で策定する動きも出てきており、輸出拡大に向け、戦略的な標準化が必要不可欠

○日本発の国際標準の規格の展開

- 創造される知的財産が我が国にとって有利な形で国際的に流通・取引される環境となるよう、日本発の規格が国際標準になることを含めて、より一層の戦略的な規格・認証の展開が重要

○技術の社会実装ツールとしての標準の活用

- 将来における市場獲得を可能とするよう、研究開発段階から、新技術の社会実装ツールとして標準を戦略的に活用する必要

農林水産物・食品のブランドの高度化（イメージ）

我が国の
農林水産
物・食品

+ 安全に対する
信頼

+ 品質に対す
る信頼

= 国際的に
信頼される
ブランド

取組方向

○ J A S 等の我が国発の規格

- 経済産業省等の関係機関と連携して食品・農林水産分野の標準化活動を強化する。
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの各国の認定機関との相互承認協定締結等を通じて、JAS規格・認証の認知度・影響力向上を図る。
- 国内外の大学における寄付講座等の開催、専門家育成等の標準・認証についての人材育成・啓発など、規格の開発及び国際標準化に向けた環境整備を進める。
- J A S に加え、我が国発の規格である国際水準のASIAGAP、国際水準のHACCP を含む我が国発の J FSについて、輸出促進に資するよう国内外でのさらなる普及を図る。

○技術の社会実装ツールとしての標準の活用

- スマート農業やフードテックなど我が国の優位性が発揮できる重要な技術を早期に見定めて、公設試験研究機関、関係府省等と連携しつつ、研究開発段階から、新技術の社会実装ツールとして標準を戦略的に活用するための環境を整備する。

【参考】海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化



- 食品・農林水産品の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって 取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用を進めるとともに、その国際的な認知度・影響力を高めていくことが不可欠。
- そのための手法としては、①日本発の規格である**JASと調和のとれた国際規格を制定する手法**、②日本発の規格である**JASそのものを海外において浸透・定着させる手法**があり、それぞれの規格ごとに、規格の目的や対象、影響力、実現可能性等を勘案した上で、戦略的に選択していくことが重要。

